

平成28年度

教育委員会定例会  
(6月)



平成28年6月7日(火)

鹿屋市教育委員会

# 会 議 日 程

日 時 平成28年6月7日（火） 午後3時

場 所 教育長室

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
  - (1) 議案第6号 鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について (P 2)
  - (2) 議案第7号 鹿屋市障害児就学指導委員会委員の委嘱について (P 7)
  - (3) 議案第8号 鹿屋市社会教育委員の委嘱について (P 9)
  - (4) 議案第9号 鹿屋市社会教育委員の会議への諮問について (P 11)
  - (5) 議案第10号 鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について (P 13)
  - (6) 議案第11号 鹿屋市図書館協議会委員の任命について (P 15)
- 5 報告
  - (1) 南部学校給食センター及び鹿屋東中学校給食調理業務等委託契約の方針について (P 17)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

議案第6号

鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成28年6月7日提出

鹿屋市教育委員会

教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成28年4月1日付けで鹿屋市立学校給食センター条例第5条の規定に基づく運営委員を教育長の臨時代理によって委嘱したので、報告し承認を求める。

【 本 議 案 は 非 公 開 】

議案第7号

鹿屋市障害児就学指導委員会委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成28年6月7日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成28年6月2日付けで鹿屋市障害児就学指導委員会条例第3条第2項に規定に基づく委員を教育長の臨時代理によって委嘱したので、報告し承認を求める。

【 本 議 案 は 非 公 開 】

議案第 8 号

鹿屋市社会教育委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成28年6月7日提出

鹿屋市教育委員会

教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成28年5月31日付けで鹿屋市社会教員条例第2条に基づく委員を教育長の臨時代理によって委嘱したので、報告し承認を求める。

【 本 議 案 は 非 公 開 】



議案第9号

鹿屋市社会教育委員の会議への諮問について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成28年6月7日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成28年5月31日付けで社会教育法第17条第2項に基づく社会教育委員の会議への諮問を教育長の臨時代理により行ったので、報告し承認を求める。

1 教育委員会諮問

「地域で育む青少年の教育活動」の充実について  
～さまざまな子どもの活動とその支援～

2 諮問内容の主旨

(1) 目的

ア 鹿屋市総合基本計画

創造性と豊かな心をはぐくむまちづくり

イ 社会教育施策における目標

I T化や経済、生活の仕組みが変わり、便利な生活の中で子どもたちは、個人の欲求を公的に活動したり人のために活動したりするよりも個人の思いを優先して行動する傾向が強くなっている傾向にある。

地域を中心とした活動の減少や核家族化、I T化等による社会の変化により人間関係の希薄化が続く中、幼少青年期に社会との関わりや生活体験の少ない子どもたちが増えてきている。地域から学ぶ生活の知恵や知識の伝達の減少は子どもの時期に学ばなければならない経験値を下げ、子どもたちの自尊心の欠如や自己解決能力の低下を招いている。

そこで、再度「地域で育む青少年の教育活動」に焦点をあて、青少年の健全育成を支援する団体・地域の活動を活性化する活動の在り方を創造していく。

(2) 目的具現化のための対象事業

- 事業名 いきいき鹿屋っ子プラン（青少年の健全育成に関する事業）  
かのや学校応援団事業  
社会教育関係団体活動促進事業（市子ども会育成会 等）

3 平成 28 年度～平成 29 年度 会議進行計画

教育委員会から社会教育委員の会議へ諮問



年度	回	期日	内 容	会議形式
平成 28 年度	第 1 回	5 月 31 日 (火)	○主要施策概要説明 ○諮問内容提示	①全体会
	第 2 回	11 月 24 日 (木)	○テーマ研究 (現状と課題)	①分科会
	第 3 回	2 月 14 日 (火)	○諮問内容に係る具体策の研究	①分科会
平成 29 年度	第 4 回	未定・5 月	○各班具体策についての全体協議 ○提言原案作成 (分科会案)	①全体会 ②分科会
	第 5 回	未定・11 月	○提言原案作成 (分科会案) ○提言原案作成 (全体協議)	①分科会 ②全体会
	第 6 回	未定・2 月	○提言まとめ	①全体会



教育委員会への提言 (関係各課・団体等方針への反映)

議案第10号

鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成28年6月7日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市公民館条例第6条の規定に基づく審議会委員を新たに委嘱したいので、本案を提出するものである。

【 本 議 案 は 非 公 開 】

議案第11号

鹿屋市立図書館協議会委員の任命について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成28年6月7日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市立図書館条例第8条の規定に基づく協議会委員を新たに任命したいので、本案を提出するものである。

【 本 議 案 は 非 公 開 】